

船橋市立咲が丘小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う啓発活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、アンケート調査を実施するとともに、全校集会、道徳の時間を利用して、児童の情操を育成する

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、「こころのぼすと」意見箱の設置等の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を児童・保護者に周知し、相談の窓口を広げる。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・いじめに関する事態が発覚したならば、担任一人に対応せず組織で対応する。
- ・スクールカウンセラーとの連携を密にし、いじめの防止及び効果的対処を行なう。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報提供を常時行う。
- ・保護者会等を通じて、保護者の責任の周知と連携体制の確立を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー
<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
<開催> 月1回を定例会<生徒支援会議>とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめについては、当該者だけでなく、観衆や傍観者へも指導し、再発の防止にも努める。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、当該児童・保護者と相談・連携を図りながら、学習を進めることができるように措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・スクールカウンセラーの活用や関係機関等との連携を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 上記調査結果については、いじめを行なった児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。(観察・アンケート・相談・こころのぼすと)
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。(いじめを許さない風土づくり、保護者や地域、関連機関との連携)

いじめ防止等のための具体的な活動事項（年間計画）

時期	活動内容（●：職員　○：児童　◇：保護者）
4月	●「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討 ・本校年間計画を基に、生徒支援部会（教育相談・特別支援教育）、研究推進部会（特に道徳・学校人権教育）において「いじめ防止」に関する内容の確認を行い加除訂正することで、今年度の「学校いじめ防止基本方針」を決定する。 ●いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定及びHP での公表 ●「学校いじめ防止基本方針」に関する研修 ・今年度の「学校いじめ防止基本方針」から職員の共通理解を図り、組織でいじめの防止に取り組む具体的な内容を決定する。 ○1年生を迎える会 異学年交流活動を通して思いやりの心を育む。 ○避難訓練 協力する心を育む
5月	○◇運動会 協力する心を育む・保護者の参加協力 ◇引渡訓練 児童の安全を図るとともに、保護者が学校に来ることで、職員との連携を深める。
6月	○◇土曜参観 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業の展開
7月	○◇いじめアンケート いじめ早期発見 ○一宮宿泊学習 協力する心を育む ○校外学習 協力する心を育む ◇個人面談 保護者との連携 ●いじめ対策委員会 いじめアンケートの集計結果についての検討・対策
8月	●職員研修
9月	○校外学習 協力する心を育む
10月	○修学旅行 協力する心を育む ○校外学習 協力する心を育む ○人権教室
11月	○合唱発表会 全学級の合唱発表を鑑賞することで、情操を養い思いやりの心を育む。 ○◇いじめアンケート いじめ早期発見
12月	●いじめ対策委員会 いじめアンケートの集計結果についての検討・対策 ○マラソン大会 目標に向かって努力する心を育む ●学校評価アンケートを保護者に配付 集計・分析
1月	○避難訓練（体験） 協力する心を育む ○◇授業参観・懇談会 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業の展開 保護者との連携
2月	○6年生を送る会 感謝の気持ちを伝える ●学校評価アンケート 結果報告 ○◇いじめアンケート いじめ早期発見
3月	●いじめ対策委員会 いじめアンケートの集計結果についての検討・対策 ○卒業式 お世話になった6年生に感謝の気持ちを伝える
年間	○教育相談日 ○いじめ相談窓口についての周知 ○◇スクールカウンセラー（週1回）児童の相談・保護者の相談 ●特別な配慮を要する児童への支援 関係機関との連携 ●職員会議・生徒支援全体会 ●○道徳人権教育（道徳） ●○総合的な学習の時間 ●○学級会活動